

労災保険における必要な積立金の算定方法

1 必要な積立金とは

- ・ 年金は、一般的に給付が長期間にわたるため、将来の支払を保証する仕組みが必要です。
- ・ 労災保険における年金給付の費用については、労働災害に伴う補償責任は事故が発生した時点における事業主集団が負うべきであるとの考え方をとっています。
- ・ この考え方に基づき、それぞれの年度において、その年度に新たに年金を受給することとなった方に対して年金を給付するのに必要な原資を、将来分も含めて全額積み立てるように保険率を設定しています。
- ・ 労災保険では、現在年金を受給している方々全員に将来にわたり確実に給付を行うために必要な原資(確定債務)を毎年度算定し(「必要な積立金」と呼んでいます。)、実際の積立金が「必要な積立金」に過不足のない額であるように管理しています。

2 おおまかな算定の流れ

(1) 計算の前提

- 1) 必要な積立金の算定は、次のとおり、年金を7種類に分けて計算しています。なお、傷病(補償)年金や障害(補償)年金は、傷病の種類や障害の程度により細分して算定しています。

1	傷病(補償)年金・じん肺
2	傷病(補償)年金・せき損
3	傷病(補償)年金・その他
4	障害(補償)年金 1-3 級
5	障害(補償)年金 4-7 級
6	遺族(補償)年金
7	特別遺族年金

※ 労災保険では、①業務災害に対して支給する年金と②通勤災害に対して支給する年金とを区別し、前者には「傷病補償年金」のように名称に「補償」を入れ、後者には「傷病年金」のように補償を入れていません。必要な積立金の算定時にはこの両者を区別せず、合わせているため「傷病(補償)年金」と表示しています。

2) 使用する数値

- (ア) 年金受給者数(毎年度末時点で集計)
- (イ) 残存表

(年金受給開始時からの経過年数別に年金受給者の平均的な残存状況をまとめた表)^{※3}

(ウ) 一人当たり年金受給額(年額) (毎年度集計)

(エ) 賃金上昇率 (年1%と仮定)

(オ) 運用利回り (年率2%と仮定)

※1 (ア)、(イ)、(ウ)は必要な積立金算定上の区分ごとに作成・使用します。

※2 (エ)、(オ)の数値は経済状況等により見直しています。

※3 残存表の見方と利用法については、「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」を参照。

(2) 算定の手順

必要な積立金算定上の区分ごとに①～⑥の計算を行い合計した額が、必要な積立金となります。

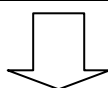
なお、①～⑥の番号は、次の(3)具体的な算定方法の①～⑥の番号に対応しています。

① 各年度の平均受給人数の算出

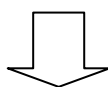
①-1 年金受給者数 ((1)(ア))を、各人が年金の受給を開始した年度ごとに分けます。

①-2 ①-1の年度ごとに分けた年金受給者数を基に残存表((1)(イ))を使い、将来の各年度末の年金受給者の人数を推計します。(0人になる年度まで推計します)。

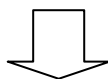
①-3 将来の各年度について、当年度末と前年度末の年金受給者数を平均することにより、その年度の平均受給人数を算出します。



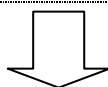
② 一人当たり年金受給額((1)(ウ))に賃金上昇率(毎年度1%)を掛け、将来の各年度について一人当たり年金額を推計します。



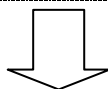
③ 対応する年度ごとに、①-3で推計した年度平均の年金受給者数に、②で推計した各年度一人当たり年金額を掛け、将来の各年度に必要な給付合計額を算定します。



④ ③で算定した各年度の給付合計額を、必要な積立金を算定する年度における現価にするために運用利回り(年率2%)で割り引きます。



⑤ ④で算定した将来の各年度の給付合計額(現価)を合計すると、その区分の年金受給者への給付に必要な積立金(給付合計額(現価))となります。



⑥ 2の表にある7種の年金の区分について、①から⑤の計算を行い、算定した金額を合計したものが、必要な積立金です。

(3) 具体的な算定方法

(2)の手順に基づき算定した結果が、下表の右端「必要な積立金額」です。

ここからは、平成20年度末時点の障害(補償)年金 4-7 級のデータを使って説明を行います。

平成20年度末における受給者数と必要な積立金額

	必要な積立金算定上の分類	受給者数(人)	必要な積立金額(億円)
1	傷病(補償)年金・じん肺	5,898	2,396
2	傷病(補償)年金・せき損	2,202	1,377
3	傷病(補償)年金・その他	1,705	1,037
4	障害(補償)年金 1-3 級	17,950	8,777
5	障害(補償)年金 4-7 級	78,372	21,295
6	遺族(補償)年金	117,461	44,463
7	特別遺族年金	901	431
	合 計	224,489	79,775

※ 必要な積立金額欄は億円未満を四捨五入

① 各年度の平均受給人数の算出

①-1 年金受給者を年金の受給を開始した年度(裁定を受けた年度)別に分ける

下表のように、78,372名の年金受給者を年金の受給を開始した年度別に分けます。(平成17年度以前は省略しています)

年金受給開始年度別年金受給者数(平成20年度末)

(単位:人)

合計	受給開始年度(裁定年度)			
	平成20年度	平成19年度	平成18年度	...
78,372	1,626	1,714	1,638	...

①-2 残存表を使い、平成21年度以降の年金受給者の人数を推計する

下にある残存表によると、経過年数1年に99,487人いた年金受給者は、経過

年数2年には、98,459 人となるので、初年度目末の年金受給者が1年後(2年度末)に年金受給者として残存する確率は、

$$\frac{98,459 \text{ 人}}{99,487 \text{ 人}} = 0.9897 \quad \text{となります。}$$

※ 残存表の見方と利用方法は「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」をご覧ください。

平成 20 年度末の年金受給者のうち平成 20 年度に年金の受給を開始した方は 1,626 人なので、この確率を使って、平成 21 年度末に引き続き年金を受給している方は $1,626 \text{ 人} \times 0.9897 = 1,609 \text{ 人}$ となります。

同様に、平成 19 年度に年金の受給を開始した方は 1,714 人なので、平成 21 年度末に引き続き年金を受給している方は、

$$1,714 \times \frac{97,455 \text{ 人}}{98,459 \text{ 人}} = 1,697 \text{ 人} \quad \text{となります。}$$

障害(補償)年金(4~7 級)の残存表の一部

経過年数	定常残存数
1	99,487
2	98,459
3	97,455
4	96,499
5	95,561
6	94,594

※ 残存表の見方と利用方法は「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」をご覧ください。

他の年度についても同様に計算し、平成 21 年度末における年金受給者数を合計すると、76,090 人となり、これが平成 21 年度末の推計年金受給者数となります。

平成 22 年度以降においても同様の計算を行います。下表は、平成 21 年度以降の推計受給者数をまとめたものです。

(単位:人)

年度末 (推計)	年金の受給開始年度(裁定年度)			…	年金の受給開始年度(裁定年度)			合計
	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度		昭和 43 年度	昭和 42 年度	昭和 41 年度	
21 年度	1,609	1,697	1,621	…	1,630	1,563	1,391	76,090

22年度	1,593	1,679	1,606	...	1,538	1,473	1,308	73,807
23年度	1,577	1,663	1,589	...	1,449	1,385	1,228	71,524
24年度	1,561	1,646	1,573	...	1,363	1,301	1,151	69,243
25年度	1,546	1,629	1,555	...	1,280	1,219	1,077	66,967
26年度	1,529	1,611	1,537	...	1,199	1,140	1,005	64,697
27年度	1,512	1,592	1,517	...	1,122	1,064	936	62,438
28年度	1,494	1,571	1,495	...	1,047	991	869	60,191
:	:	:	:	:	:	:	:	:
50年度	866	885	819	...	74	60	45	19,124
51年度	831	848	783	...	59	47	35	17,833
52年度	796	811	748	...	47	37	27	16,602
:	:	:	:	:	:	:	:	:
70年度	281	277	247	...	0	0	0	3,314
71年度	260	256	227	...	0	0	0	2,957
72年度	240	236	209	...	0	0	0	2,628
:	:	:	:	:	:	:	:	:

①-3 年度平均年金受給者数を算定する

各年度について、その年度と前年度の各年度末時点の年金受給者数を平均し、その年度の平均受給者数を算出します(下表A)。

② 平成21年度以降の一人当たり年金受給額を推計する

平成20年度の障害(補償)年金(4~7級)給付額の合計額(実支給額)を平成20年度の年度平均年金受給者数で割って平成20年度における一人当たり年金受給額を算定します(平成20年度:1,511,405円)。

そして、平成21年度以降は毎年度(1)③の賃金上昇率(1%)分だけ一人当たりの年金額が増加するものとして、前年度の一人当たり年金額を1.01倍します(下表B)。

③ 各年度に必要な給付合計額を算定する (下表A×B)

④ 平成20年度末における③の現価を算定する (下表A×B×C)

⑤ ④で算定した各年度の給付合計額(現価)を合計し、平成20年度末における障害(補償)年金4-7級の必要な積立金を算定する。

⑥ 7種類の年金区分のそれぞれについて①から⑤までの手順で作業し、結果を合計します。

①-3～⑥の計算を表の形にすると下のようになります。

この計算の結果、平成20年度末における障害(補償)年金4-7級の給付に必要な積立金は、2兆1,294億5100万円と算定されます(下表の右下)。

障害(補償)年金(4-7級)に係る平成20年度末に必要な積立金の算定

年度	年度末 年金受 給者数	年度平均 年金 受給者数 A	年金単価(平成20年度) × 賃金上昇率の累積 B		1/運用利回 りの累積 C	給付費用 (20年度末現価) (A×B×C) 百万円	
(実績)	人	人	円				
平成20年度	78,372	—	1,511,405	— —	—	—	
(推計)							
21年度	76,090	77,231	1,511,405	× 1.010000 (1.0%)	1.000000	117,895	
22年度	73,807	74,949	1,511,405	× 1.020100 (1.0%)	0.980392	113,290	
23年度	71,524	72,665	1,511,405	× 1.030301 (1.0%)	0.961169	108,761	
：	：	：	：	：	：	：	
50年度	19,124	19,800	1,511,405	× 1.347849 (1.0%)	0.563112	22,714	
51年度	17,833	18,479	1,511,405	× 1.361327 (1.0%)	0.552071	20,990	
52年度	16,602	17,217	1,511,405	× 1.374941 (1.0%)	0.541246	19,365	
：	：	：	：	：	：	：	
70年度	3,314	3,508	1,511,405	× 1.644632 (1.0%)	0.378958	3,304	
71年度	2,957	3,135	1,511,405	× 1.661078 (1.0%)	0.371528	2,925	
72年度	2,628	2,792	1,511,405	× 1.677689 (1.0%)	0.364243	2,579	
：	：	：	：	：	：	：	
障害(補償)年金(4-7級)に係る平成20年度末に必要な積立金→						計	2,129,451

2 おおまかな流れで示した表にある他の年金の区分についても、①から⑥の計算を行い、これら全ての必要な積立金額の合計が、労災保険における必要な積立金となります。

必要な積立金は、毎年度末に数理計算に基づき算定し、労働保険特別会計財務書類では、責任準備金の科目に記載し公表しています。

現在の算定方法は、平成元年に学識経験者による「労災保険財政検討会」が示した基本方針に従い導入したものです。